

建設業の事業者・働く皆様へ

STOP死亡・重大災害@福岡 ! ! ! ! !

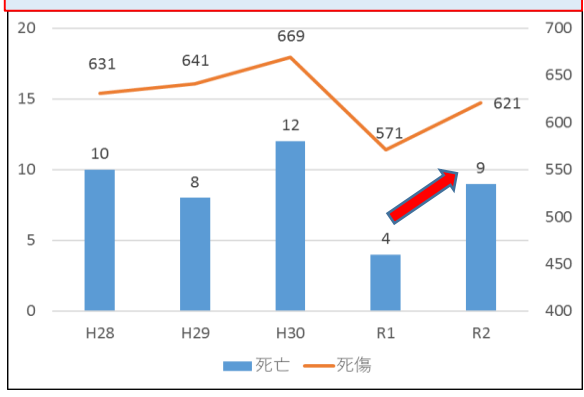
皆さんの模範となる
行動が労働災害防止
に繋がります!

労働災害発生状況

令和2年の建設業（福岡県）における死亡者数は9人（対前年比5人増、うち6人は墜落災害）と大幅に増加、また、休業4日以上死傷者数についても621人（対前年比50人増）と大幅に増加し、令和3年についても5月末現在で3人発生しており、大変憂慮すべき状況となっております。

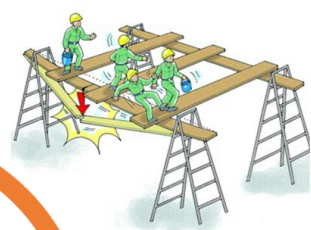
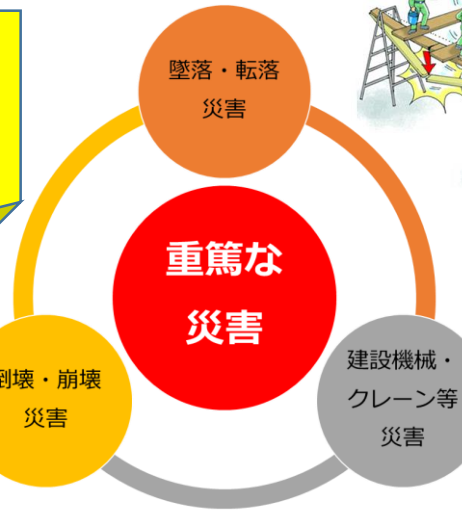
福岡労働局では、13次防の4年目である本年も死亡、重篤な災害に繋がる**三大災害の撲滅、とりわけ墜落・転落災害の防止を重点目標**として、施策を展開していきます。

過去5年間の労働災害発生状況

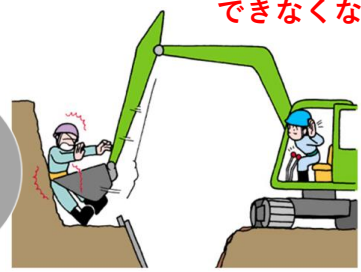


三大災害をなくしましょう!

労働災害の約9割は不安全な状態（設備的要因）と不安全な行動（作業の慣れによる「危険軽視」、「近道行為」等）が合わさったときに発生しています。設備対策ならびに基本ルールの遵守徹底が大切です!



現場では原則としてフルハーネス型墜落制止用器具を着用しましょう!
なお、令和4年1月2日以降は旧構造規格に基づく安全帯は使用できなくなります。



「墜落・転落」災害防止のポイント

- 保護帽（墜落時保護用）及び墜落制止用器具（フルハーネス等）を着用しましょう
- 高さ2m以上の箇所には足場等を組み立て作業床を設けましょう
- 作業床の設置が困難なときは、防網を張り、墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設け、作業者に墜落制止用器具（フルハーネス等）を使用させましょう
- 高さ1.5m以上の箇所には昇降設備を設けましょう
- 作業床の開口部及び端部には墜落防止用の手すり・覆いを設けましょう

死亡災害事例

被災者：30代 男
職 種：作業員
マンション工事現場に設置されたくさび緊結式足場上(高さ約4m)において、被災者がメッシュシートを取り外す作業を行っていたところ、手ずりと足場床面の隙間から地面に墜落した。

災害発生原因

1. 墜落防止のための中さんを設けていなかったこと。
2. 墜落制止用器具を使用させていなかったこと。

「はしご・脚立」による災害防止のポイント

- はしご・脚立が丈夫な構造で損傷・腐食のないことを使用前に確かめましょう
- はしごは上部・下部を固定しましょう
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出させましょう
- はしごの立て掛け角度は75°程度を確保!

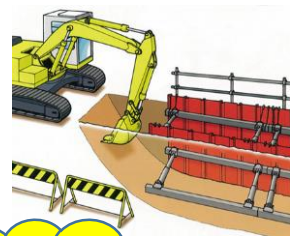
リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000746780.pdf>

建設業における安全対策



「土砂崩壊」による災害の防止対策のポイント

- 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者を選任し、氏名及び職務内容を掲示しましょう
- 作業主任者に作業の直接指揮等の職務を行わせましょう
- 掘削作業箇所について、事前調査を実施し、安全なこう配を確保しましょう
- 降雨等により崩壊の危険性がある場合には、作業を中止しましょう
- 地山の崩壊等のおそれのある場合には、土止め支保工を設けましょう
- 落下するおそれのある塀や構造物は、事前に移設等の措置を行いましょ

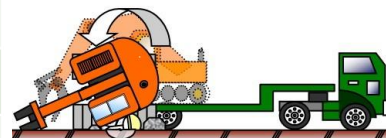


土止め先行工法の積極的な採用をお願いします。

「ドラグ・ショベル、タイヤローラー、不整地運搬車等の車両系建設機械、車両系荷役運搬機械等」による災害の防止対策のポイント

- 作業場所の調査結果により作業計画を作成し、関係労働者に周知しましょう
- 作業開始前、月例・年次検査を実施し、記録を作成、保存しましょう
- 運転は有資格者で！資格の原本を確認しましょう
- 重機の立入禁止範囲を定め、区画、標識等で明示しましょう
- 重機の近くでは、危険から作業員の身を守るため監視人を配置しましょう
- 荷の吊上げ、労働者の昇降等、用途外作業を行わない！させない！
- 誘導なしではバックさせない！
- 運転席から離れる時はバケット等作業装置を地上におろし、エンジンを止め、ブレーキをかけましょう

トラックへの建設機械の積み込み作業中に道板から建設機械が転落して地面に挟まれる重篤な災害が発生しています。積み込み作業時における安全対策の徹底をお願いします。



「移動式クレーン」による災害の防止対策のポイント

- 荷上げ・荷下ろし作業は移動式クレーンを使用しましょう
- 移動式クレーンの転倒防止対策等を示した作業計画を作成し、関係労働者に周知しましょう
- 移動式クレーンの運転・玉掛け作業は有資格者で！資格の原本を確認しましょう
- つり荷の下、移動式クレーンの旋回範囲内への立入りを禁止！
- アウトリガーは最大限に張出し、敷盤等で沈下を防止しましょう
- 作業開始前に、移動式クレーン及び玉掛け用具を点検しましょう
- 月例・年次検査を実施し、記録を作成、保存（3年）しましょう

移動式クレーン作業計画（例）

移動式クレーン作業計画		作業計画表	
作業内容	作業時間	作業場所	作業内容
移動式クレーンの移動	10:00~10:30	現場A	移動式クレーンの移動
移動式クレーンの設置	10:30~11:00	現場A	移動式クレーンの設置
移動式クレーンの運転	11:00~12:00	現場A	移動式クレーンの運転
移動式クレーンの撤去	12:00~12:30	現場A	移動式クレーンの撤去
移動式クレーンの移動	13:00~13:30	現場B	移動式クレーンの移動
移動式クレーンの設置	13:30~14:00	現場B	移動式クレーンの設置
移動式クレーンの運転	14:00~15:00	現場B	移動式クレーンの運転
移動式クレーンの撤去	15:00~15:30	現場B	移動式クレーンの撤去

外国人労働者向け安全衛生教育用資料をご活用ください。

外国人建設就労者に対する安全衛生教育

（中・ベトナム・インドネシア・英）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>

外国人労働者向け視聴覚教材（木造建築）（無言語）

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>